

4 調査対象とならなかった事例

令和2年度（2020年度）に処理した事例で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・判決、採決等を求め現に係争中の事項及び判決、採決等により確定した事項に関する苦情（熊本市オンブズマン条例第6条（1））

「判決、採決等を求め現に係争中の事項及び判決、採決等により確定した事項」に該当するため、調査の対象外となったものです。

申立ての内容・趣旨
(1) 公務災害認定申請に係る回答 嘱託職員として勤務していた際の公務災害への市の対応と訴訟の資料の文書保存期間に不満である。

・職員の自己の勤務内容及び待遇に関する苦情（熊本市オンブズマン条例第6条（4））

「職員の自己の勤務内容及び待遇に関する事項」に該当するため、調査の対象外となったものです。

申立ての内容・趣旨
(2) 退職前後における元職員への待遇 会計年度任用職員として勤務していた際の自己の勤務内容及び待遇に関して不満である。
(3) 元職員への聞き取り調査 職員として勤務していた当時の業務についての聞き取り調査のために元の職場から呼び出されたことに納得できない。
(4) 募集と勤務内容の相違 募集の際に説明を受けていた勤務内容と採用後の勤務内容が異なっていたことが原因で退職せざるをえなくなったことに納得できない。

・自身に直接の利害を有していないもの（熊本市オンブズマン条例第15条（2））

申立内容について、申立人自身が利害を有していると言えないので、調査の対象外となったものです。

申立ての内容・趣旨
(5) 地域団体への補助金額 自身が所属する地域団体に市の補助金が交付されないのは、市の補助金制度に問題があるからであり、不満である。
(6) 虐待に伴う親族の入院に関する説明 市が作成している家族の支援記録には誤字脱字があるが肝心なことの記録がない。また、担当者の主観的なイメージで作成されていることについて納得できない。

(7) 河川工事に伴う歩行者等の通行止め 河川改修工事により道路が全面通行止めとなったため、自転車で遠い距離を迂回せざるをえなくなったことに納得できない。
(8) 補助金交付決定に対する異議 自身が所属する団体に市の補助金が交付されなかったのは、交付決定に関わった審査員の審査に問題があることが原因であり納得できない。

・ 調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第15条（5））

感染防止対策の適否については、高度な専門的、医学的知見に立脚しなければ判断ができないため、感染防止対策に関する事項は、「調査が相当でない」と判断し、調査の対象外となったものです。

申立ての内容・趣旨
(9) 感染防止対策としての入館者名等の確認 市の文化施設に入館しようとした際、検温や名簿への記入を求められたが、意味がなく職員の負担にもなるので改めるべきである。

5 調査を中止した事例

令和2年度（2020年度）に処理した事例で、調査を中止したものは次のとおりです。

申立ての内容・趣旨
(1) 固定資産税に関する質問への回答内容 自治会の要望により土地をごみ集積所として無償で提供しているが、固定資産税が減免されないことについて納得できない。
(2) 保護課担当ケースワーカーに対する不満 担当ケースワーカーの家庭訪問や収入認定と保護費の返還などについて不満がある。